

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 3年 6月 15日

(宛先) 岡 崎 市 長

提出者 三河舗装建設株式会社
 住 所 岡崎市福岡町字西後田61番地
 氏 名 代表取締役 山本二郎
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0564-71-2233

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三河舗装建設株式会社
事業場の所在地	岡崎市福岡町字西後田61番地
計画期間	令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06:総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高:4億円
③従業員数	20人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類→再生処理業者に委託し、破碎後、再生砕石として再資源化 廃プラ類→再生処理業者に委託し、破碎後、燃料として再資源化 金属くず→再生処理業者に委託し、再生資源化 木くず類→再生処理業者に委託し、破碎後、チップとして再資源化 汚泥 →再生処理業者に委託し、脱水後、土壌改良材として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

本社 ← 廃棄物管理責任者 ← 工事部長 ← 廃棄物集計責任者 ← 現場責任者
 (産廃処理責任者) (産廃管理責任者)

廃棄物管理責任者 廃棄物処理方針の検討・廃棄物管理規定の策定・改廃
 工事部長 廃棄物処理計画書及び排出集計の承認
 廃棄物集計責任者 廃棄物処理計画書の作成及び排出状況の集計
 現場責任者 委託契約の締結・マニフェストの発行・廃棄物排出状況の把握

- ・管理体制 - 全ての廃棄物にマニフェストを発行し顧客にマニフェストの提示を行う
- ・教育研修 - 処理に関する留意事項に従業員に必要なに応じて教育研修を行う
- ・情報公開 - 産廃処理に関する信頼性を確保する為に情報の公開に努める

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	-
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 簡易梱包、無梱包、また梱包材の簡素化 分別を推進、再利用可能な物は再利用 廃棄物の排出抑制及び適正処理の周知		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	-
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状実施事項の継続 廃棄物の少ない工法の提案		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ類、金属くず、木くず、がれき類は分類している
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 2年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 可能な限り再生利用業者へ処理		

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
優良認定業者を選定する 委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画 (別紙)

産業廃棄物排出の抑制に関する事項

		【前年度 (平成32年度) 実績】					
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラ類	金属くず	木くず類	汚泥	ガラス・陶磁器
	排出量	5197 t	12 t	0 t	0 t	9 t	12 t
【目標】							
②計画	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラ類	金属くず	木くず類	汚泥	ガラス・陶磁器
	排出量	5200 t	15 t	0 t	0 t	10 t	15 t

産業廃棄物処理の委託に関する事項

		【前年度 (平成32年度) 実績】					
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラ類	金属くず	木くず類	汚泥	ガラス・陶磁器
	全処理委託量	5197 t	12 t	0 t	0 t	9 t	12 t
	優良認定処理業者への処理委託量	901 t	0 t	0 t	0 t	7 t	12 t
	再生利用業者への処理委託量	5197 t	12 t	0 t	0 t	9 t	12 t
	認定熱回収業者への処理委託量						
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							

		【目標】					
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラ類	金属くず	木くず類	汚泥	ガラス・陶磁器
	全処理委託量	5200 t	15 t	0 t	0 t	10 t	15 t
	優良認定処理業者への処理委託量	900 t	0 t	0 t	0 t	10 t	15 t
	再生利用業者への処理委託量	5200 t	15 t	0 t	0 t	10 t	15 t
	認定熱回収業者への処理委託量						
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							